

課題

県民まちなみ緑化事業の主な課題は、 県民参画の担保と公益性の配慮が不十分であること、 維持管理の不備、 対象地域の不均衡であることが明らかになった。

1 県民参画の担保と公益性の配慮

住民団体等が自ら施工する範囲を明確にしておらず、県民参画の度合いにばらつきが生じている。

個人・法人が自己所有地で実施し、緑化により資産価値が向上するような場合も、住民団体が公共的な空間で実施する場合と同じ補助内容となっており、公益性への配慮が不十分な状態になっている。

1-1 県民参画の担保

県民まちなみ緑化事業は、県民による緑化活動を支援する制度であることから、掘削用重機の運転や屋上緑化の植栽基盤の整備等の専門的な技術や資格が必要な行為を除いて、県民自らによる施工を促している。

駐車場の芝生化や屋上・壁面緑化のように専門業者による施工が一般的な工事はやむを得ないが、一般緑化における低木の植栽や、校園庭の芝生化における芝張り作業などは、なるべく申請者が施工するよう、申請受付時に促してきた。

しかし、申請団体の構成員に高齢者が多い等の個別の事情を考慮して、自主施工すべき範囲を個別に審査しているのが現状で、案件により県民参画の度合いにばらつきが生じている。

1-2 公益性の配慮

現在の制度では、個人・法人が自己所有地で実施し、緑化により資産価値が向上する場合についても、住民団体が公共空間で実施する場合と同様に緑化に係る整備費実費を補助しているため、公益性への配慮が不十分な状態になっている。

ヒートアイランド現象緩和や地域景観向上への寄与等の効果は、個人・法人が自己所有地で実施する場合も公共用地で住民団体が実施する場合と変わらないため同等の負担でよいという考え方もあるが、公益性の観点からは、自己所有地の資産価値が向上する場合には一定の自己負担を求める必要があると考えられる。

2 維持管理

事業で整備費実費を補助しているにも関わらず、生育不良箇所が全体の7%ある。特に、校園庭の芝生化、屋上・壁面緑化では2割程度ある。

8割を超える箇所で事業実施者による自主管理が行われているが、4割の事業実施者が維持管理作業を実施するにあたって人手不足を感じている。

事業実施者からは、相談窓口の設置や維持管理講習会開催等が望まれている。

2-1 生育状況

現地調査により、実施箇所のうち生育不良（枯損率50%以上）箇所が、全体で7%あることがわかった。

生育不良箇所は、一般緑化では2%だが、校園庭の芝生化や屋上・壁面緑化では2割程度、駐車場の芝生化でも1割を超えていることがわかった。

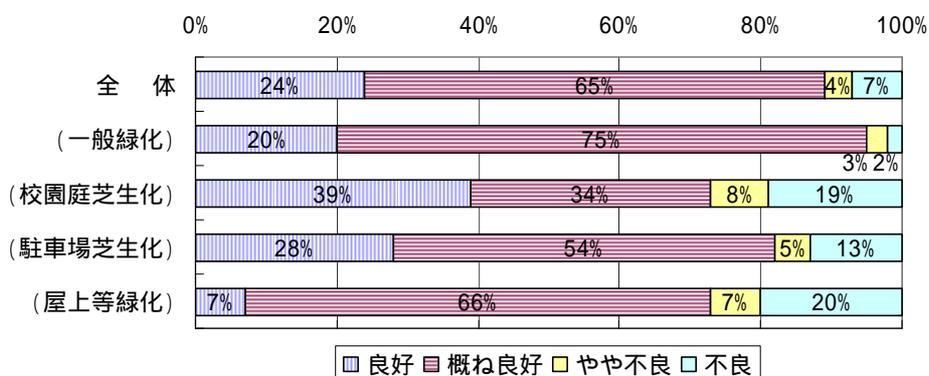


図 生育状況（現地調査）

2-2 維持管理の状況

事業実施者へのアンケート調査の結果、維持管理の方法としては、約8割が自主管理であることがわかった。

また、維持管理には、かなりの作業手間がかかっている場合があることがわかった。

例えば、校園庭の芝生化は夏場の水やり頻度が平均23.8回/月で、一般緑化の約2倍であることが明らかになった。校園庭の芝生化は他の緑化手法に比べて維持管理の手間がかかっているといえる。

表 維持管理方法(アンケート調査)

	自主管理	委託管理	自主・委託両方	無回答
維持管理方法	82%	9%	5%	4%

表 緑化手法別の維持管理作業頻度（自主管理）(アンケート調査)

区分	単位	一般緑化	校園庭芝生化	駐車場芝生化	屋上等緑化
水やり(夏場)	回/月	11.3	23.8	17.8	20.0
水やり(夏場以外)	回/月	4.2	5.9	3.5	7.1
除草	回/年	8.5	9.2	6.7	5.0
消毒	回/年	1.3	1.2	0.7	1.2
剪定	回/年	2.1	1.5	3.5	1.3
施肥	回/年	1.5	1.1	1.3	2.0
芝刈	回/年	3.9	2.3	2.9	4.0
エアレーション	回/年	0.4	1.0	0.2	0.0

維持管理の苦勞として、事業実施者へのアンケート調査では4割が「人手不足」をあげている。特に、校園庭では6割を超える事業実施者が維持管理の人手不足を実感している。

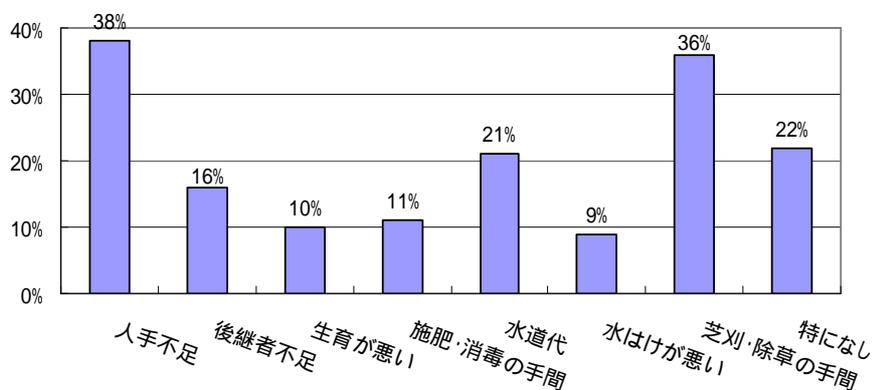


図 維持管理の苦勞（複数回答）（アンケート調査）

緑化手法別の主な回答

一般緑化：人手不足 37%、芝刈除草手間 36%、後継者不足 24%
 校園庭の芝生化：人手不足 65%、芝刈除草手間 52%、水道代 39%
 駐車場の芝生化：芝刈除草手間 34%、水道代 27%、人手不足 25%
 屋上・壁面緑化：人手不足 42%、水道代 33%、生育が悪い 25%

2-3 良好な維持管理のために望まれていること

事業実施者へのアンケート調査の結果、事業実施者の3～4割が、施工後の相談窓口の設置や維持管理講習会の開催、ガイドブックの作成を望んでいることがわかった。

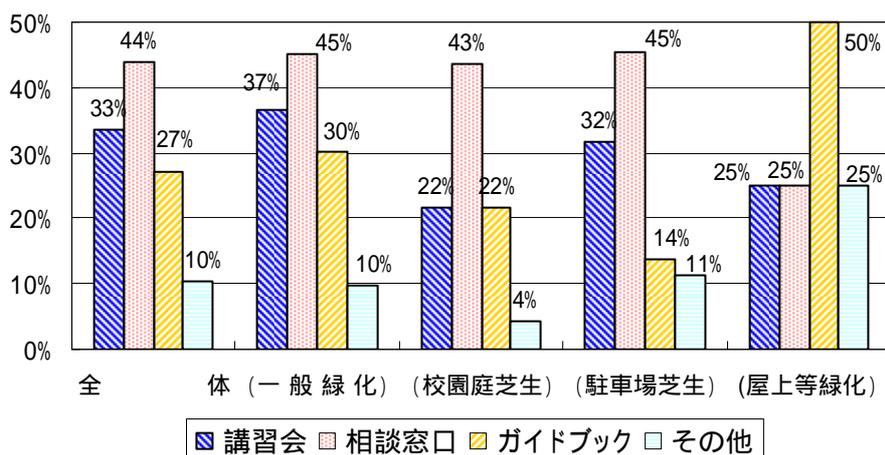


図 事業推進のために必要なこと（複数回答）（アンケート調査）

今後の展開方向

1 県民の都市緑化に関する意向

都市の緑は、ほとんどの県民（約 98%）が必要と感じており、都市緑化の一層の推進が求められている。

都市緑化推進のために、県が、県民の緑化活動に対する資材提供や資金面での支援等を行うことが望まれており、参画と協働による都市緑化の推進が期待されている。

1-1 都市の緑の機能と必要性

平成 21 年度に本県が実施した県民モニター第 4 回アンケート調査の結果から、都市の緑の持つ機能で特に重要だと県民が思っているのは、都市の気温上昇（ヒートアイランド現象）緩和、地球温暖化防止、景観向上であることがわかった。

また、都市の緑は、「大いに必要」と「ある程度必要」を合わせると約 98%の人が必要と感じていることから、都市緑化の一層の推進が求められていることがわかった。

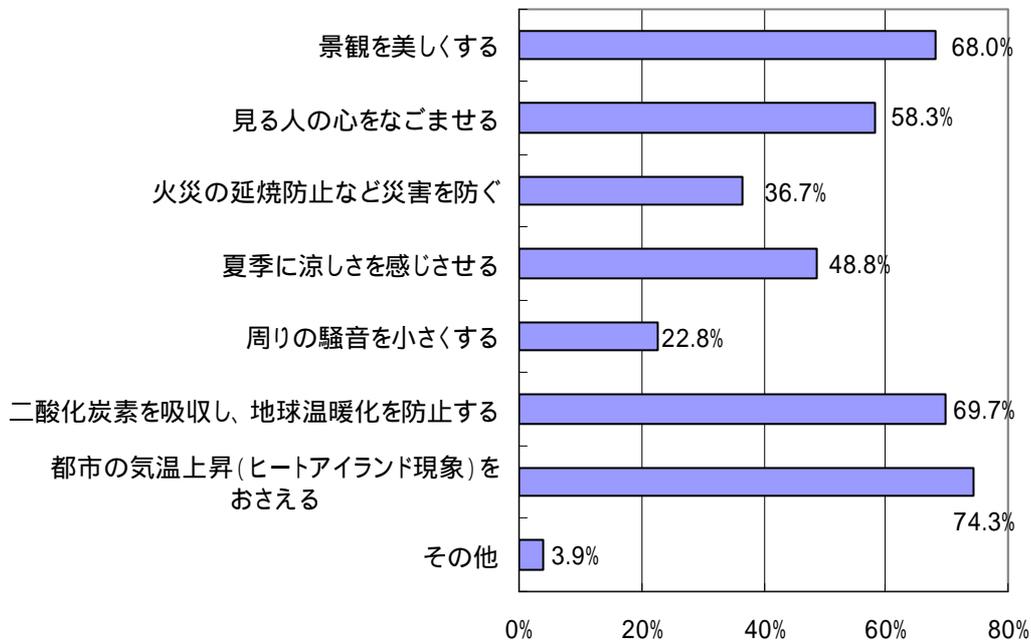


図 都市の緑の持つ公益的機能の重要度（複数回答）

（出典：兵庫県(2010)「県民モニター「第4回アンケート調査」結果概要」）

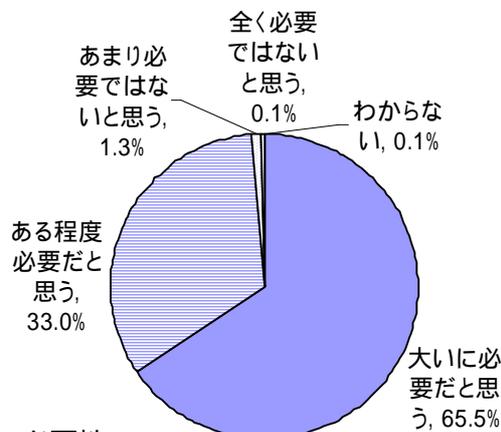


図 都市緑化の必要性

（出典：兵庫県(2010)「県民モニター「第4回アンケート調査」結果概要」）

1-2 都市の緑の創出に向けて

平成 21 年度の県民モニター第 4 回アンケート調査の結果から、都市の緑を増やすために必要な取り組みとしては、街路樹や公園の緑を増やすとともに、工場・商業施設等の敷地、学校等の校園庭、建築物の屋上・壁面等の緑化の推進が求められていることがわかった。

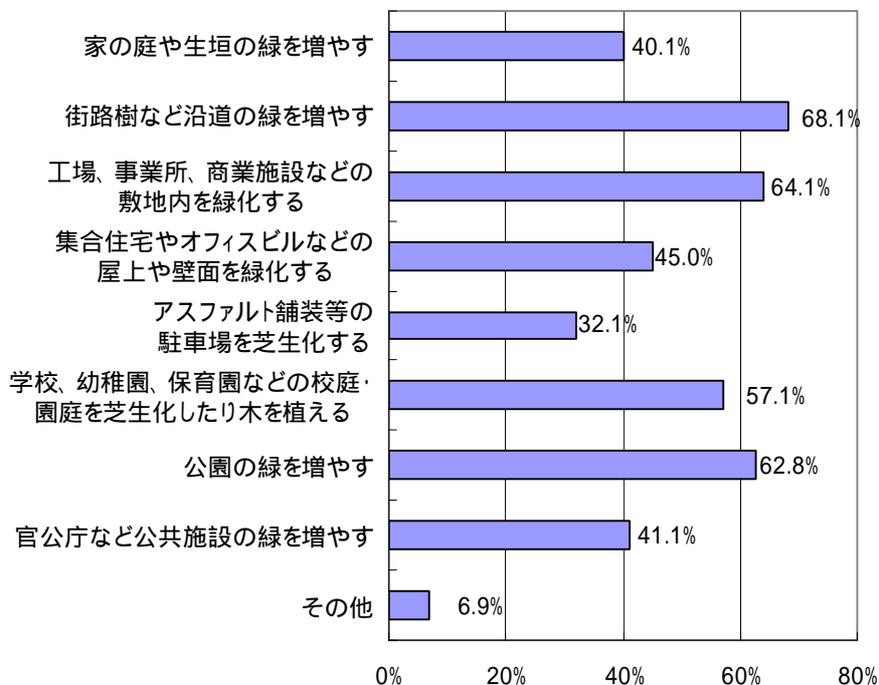


図 都市の緑の創出のために必要なこと（複数回答）
（出典：兵庫県(2010)「県民モニター「第4回アンケート調査」結果概要」）

また、都市の緑を守り、増やしていくために県に望む取り組みとしては、県民の緑化活動に対する資材提供や資金面での支援、企業やボランティア団体等の緑化活動に対する資材提供や資金面の支援、緑化活動を行う人材の育成等が求められていることがわかった。

行政主導による緑化だけでなく、様々な実施主体が行う緑化活動に対する支援が求められていることから、参画と協働による都市緑化の推進が期待されているといえる。

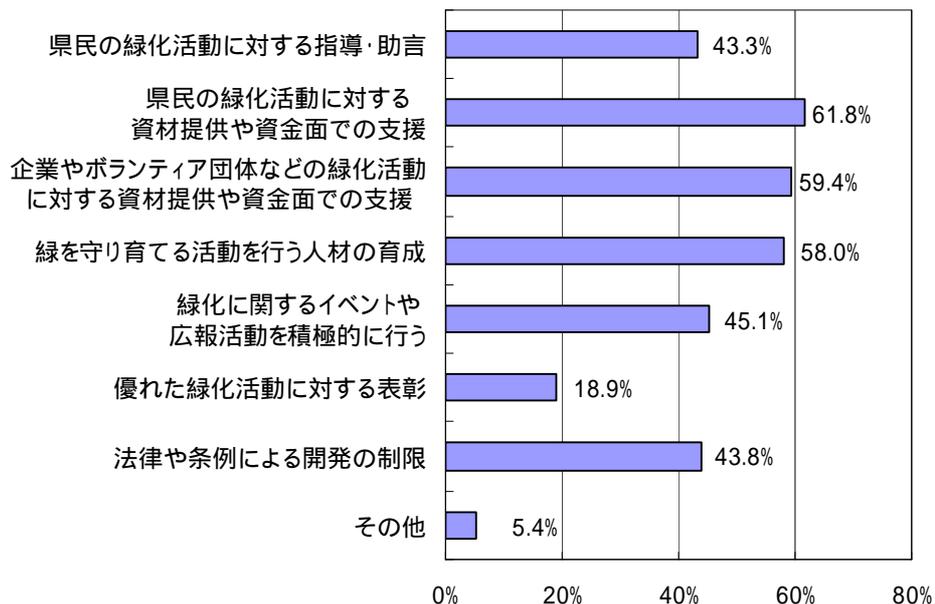


図 都市緑化で県に期待する役割(複数回答)
（出典：兵庫県(2010)「県民モニター「第4回アンケート調査」結果概要」）

2 県民まちなみ緑化事業の見直しの方向性

現行制度の課題や県民の都市緑化に対する意向を踏まえ、県民まちなみ緑化事業は、事業内容の見直しを行い、平成 23 年度以降も継続して実施する。

事業延長にあたっての見直しの方向性は次のとおりである。

2-1 県民参画の担保と公益性に応じた負担

補助対象を原則として緑化資材費のみに限定し、植樹作業又は施工費負担を県民が行うことで、県民の参画を担保する。

ただし、住民団体が公共用地で実施する場合は、住民団体による施工が困難な工事の施工費も補助対象とすることで、県民の参画を担保しつつ、良好な緑地を創出するよう配慮する。

個人・法人の自己所有地の場合は、公益性の観点から、施工費を申請者が負担することとする。

(1) 県民参画の担保

県民の参画をより促進するため、植樹や芝生化の活動は県民自らが行うこととし、補助内容を原則として緑化資材費のみに限定する。例えば、低木の植栽作業や、校庭での芝張り作業などは、県民自らが実施することを要綱等に明記する。

ただし、住民団体が公共用地で実施する場合は、専門的な技術が必要で住民団体自らが施工できない工事の施工費についても補助対象とする。これによって、土壌改良等、住民団体では施工不可能な工事について専門業者による施工を行うことで、実施箇所の緑の良好な生育状況の継続につながると考えられる。

(2) 公益性に応じた負担

個人・法人が事業を実施する場合、緑化の効果が資産価値の向上にも資するため、公益性の観点から、一定の自己負担を求めることとする。具体的には、緑化資材費のみを補助することとし、施工費は実施者負担とする。

2-2 継続的な維持管理の担保

「花と緑の専門家バンク」(花と緑のまちづくりセンターに設置)の専門家が相談会・講習会等でアドバイスをを行い、維持管理を技術的に支援する。

平成 22 年度に作成した緑地の維持管理マニュアルを活用して、普及啓発を行う。

平成 22 年度事業実施分から、交付申請時の維持管理計画書の提出と、事業実施後 5 年間について年 1 回の維持管理報告書提出を義務づけた。

(1) 専門家によるアドバイスの実施

住民団体等による緑地の維持管理を技術的に支援するため、財団法人兵庫県園芸・公園協会花と緑のまちづくりセンター内に「花と緑の専門家バンク」を設置し、維持管理に関する相談会・講習会等でアドバイスをを行うこととした。

平成 23 年度からは、県民まちなみ緑化事業実施団体についても積極的にアドバイスをを行い、良好な維持管理が行われるよう支援していく。

(2) 維持管理マニュアルによる普及啓発

平成 22 年度に、緑地を良好な状態で維持管理していくためのポイントを、各緑化手法別の維持管理マニュアルに取りまとめた。今後、事業実施者や事業実施を検討する者に配布して、維持管理方法を普及啓発する。

(3) 維持管理の義務づけ

事業実施箇所が、長期的に良好な状態で維持管理されるよう、平成 22 年度事業実施分から、補助金交付申請時に維持管理計画書の提出を義務づけた。また、事業実施後 5 年間の処分制限期間を設けるとともに、事業実施後 5 年間について維持管理報告書の提出を義務づけた。

平成 23 年度からは、自己所有地（建物）以外で実施する場合は、事業実施者と土地（建物）所有者が維持管理協定を締結することを義務づけ、維持管理の役割分担を明確にすることで維持管理の徹底を図る。

校園庭の芝生化については、平成 23 年度から、事業主体を P T A 等の団体と学校等で構成する「芝生化実行委員会」に限定し、学校と地域の住民団体の協力と役割分担のもとで維持管理が行われるように促す。

2-3 市街化調整区域内集落の対象地域への追加

都市計画区域外にも事業対象地域があることとの均衡を図るため、市街化調整区域内の一定規模以上の集落を事業対象地域に追加する。

都市計画区域外にも事業対象地域があることとの均衡を図るため、市街化調整区域内の開発指定区域及び特別指定区域を事業対象地域に追加する。

2-4 市町との連携

地区緑化計画の内容を見直し、実効性を強化する。

県民まちなみ緑化事業は現在、市町が概ね小学校区単位で作成する「地区緑化計画」に基づいて実施しているが、計画が形骸化しているものや、小学校区を計画の単位とすることが不適切なものも見受けられる。

例えば、現行の地区緑化計画では、校園庭の芝生化については、市町内の学校・幼稚園等の芝生化を全体でどう考えるかが不明であるという問題が生じている。また、市町の総合計画や緑の基本計画等と当該地区緑化計画のつながりが希薄なものも見受けられる。

地区緑化計画をより実効性のあるものとするために、例えば、校園庭の芝生化は市町内の全学校等についての計画でもよいことにする、市町の総合計画等との整合を図る、緑化計画に記載する内容は地域性を重視するなど、計画の内容を見直す。

3 今後も検討を継続する事項

都市緑化の一層の推進に向けて、下記について引き続き検討を進めていく。

都市計画等との連携

都市の緑化はヒートアイランド現象の緩和にも役立つが、効果をさらに高めるためには、例えば、土地の高度利用が行われて都市の排熱の発生源となっている都市中心部に緑地を増やすことや、いわゆる「風の道」としての機能をもつ一定規模以上の幅員・延長の道路・河川沿いを重点的に緑化して都市内部に涼しい風を取り込むこと等が考えられる。

そこで、土地の高度利用が行われている地域（用途地域が商業地域・近隣商業地域等である地域）や、「風の道」等として位置づけられた街路や河川の周辺等を、緑化を重点的に進める地域として位置づけ、県民まちなみ緑化事業の補助内容を充実して事業活用を促進し、都市緑化を推進することが考えられる。

このためには、都市緑化と都市計画等との連携を深める必要がある。

対象とする「緑」の範囲

現在、県民まちなみ緑化事業は、一年草や野菜を補助対象としていない。都市内に新たに恒常的に緑が確保される場合に補助しているためである。

建築物の屋上緑化では、菜園にすると収穫の喜びがあって手入れを行う動機がより強くなり、単なる緑地よりも水まき頻度があがることが期待され、蒸散効果などヒートアイランド現象緩和対策として期待できるという考え方もある。

一方で、建築物の屋上の菜園を補助対象とするならば、市民農園など地面にある菜園をどう考えるのか、あるいは、市民農園にまで補助対象を広げるとすれば、そもそも県民緑税の目指す都市の緑化とは何かという整理が必要となる。

これらを踏まえ、対象とする緑の範囲について、今後とも検討を継続する必要がある。

維持管理の継続性の向上

住民団体等の維持管理活動を支援するため、花と緑の専門家バンクの樹木や芝等の専門家がアドバイスを行っているが、活動継続をより支援するため、グループ運営方法等についてアドバイスできる専門家も必要になる可能性がある。今後、住民団体等のニーズを把握しながら花と緑の専門家バンクが対応する専門分野拡充を検討する。

また、事業実施者に地域への愛着や生活の場周辺を緑豊かにしようという熱意がなければ長期にわたる維持管理は困難であることから、愛着や熱意に基づく維持管理の継続性・発展性、県民参画の広がりに着目し、地域住民を主体とする自治会や商店街等に事業をさらに周知すると共に、これら団体からの申請の優先採択についても検討する。

普及啓発の促進

都市緑化の推進は、ほとんどの県民から必要とされており、また、そのための県の役割として、県民の緑化活動に対する支援が期待されていることがわかった。

そこで、県民の緑化活動を支援している県民まちなみ緑化事業について、その効果も併せて、様々な機会をとらえて県民に一層の周知を図って活用を促進し、都市緑化の推進につなげていく必要がある。

< 参考資料 > 都市緑化推進検討委員会委員名簿

役 職	氏 名
兵庫県立大学大学院 教授	斉 藤 庸 平
兵庫県立大学大学院 教授	中 瀬 勲 (委員長)
神戸山手大学 教授	中 野 加都子
摂南大学 教授	森 山 正 和
和歌山大学 准教授	山 田 宏 之